

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の
認可申請に関する面談(4-15)

2. 日時

令和3年5月13日(木) 13時30分～14時25分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、内海専門職、

吉村技術参与

専門検査部門

清水検査技術専門職

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 担当部長 他11名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行って
おります。

6. 配布資料

資料1：熊取事業所第4次設工認(6回目補正) コメント対応整理表
(R3/5/13)

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	定刻になりましたので面談を開始したいと思います。本面談では令和2年8月27日付で申請のあった原子燃料工業株式会社熊取事業所の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画4次申請について、
0:00:16	令和3年5月6日付補正及びこれまでの面談での指摘事項の回答資料等をもとに、技術確認を行いたいと思っております。それではまず事業者の方から資料に基づいて説明があればお願いいたします。
0:00:35	はい。
0:00:36	原子燃料工業の藤原でございます。
0:00:39	それではですねH21017の本日の資料についてですね、簡単に御説明させていただきます。前回コメントいただきました内容についてですね、1から10、12-1から12-13ということで、
0:00:59	13件、別途回答を用意しております。
0:01:04	回答のほとんどですね前回少し口頭でもお伝えさせていただいた内容でございますが今回紙面で準備させていただいております。そのうち12-2につきましてはですね。
0:01:19	別途補足資料ということですね、準備させていただいております。
0:01:27	もう一つ12-12でございますが、こちらにつきましてはですね、前回ケーブルの検査についてですねコメントいただきまして、その部分についてはですね、我々にウのほうもですね、
0:01:44	近々補正をさせていただきたいと思っております。それを同じような形で水平展開でですね確認したところ、4件ですね、今回同じように見直させていただきたいと思っております。
0:01:58	kVもともとコメントいただいたのはケーブルの材質でございますが、ケーブルラック等の材質とかですね。
0:02:05	床面、
0:02:07	それとですね、避雷針の員数等ですね、員数配置、あとケーブルにつきましては同じように第2加工棟の水平展開として、第5廃棄物貯蔵とこういったところの
0:02:23	につきまして見直しさせていただきたいと思っております。それらを資料にまとめたものでございます。以上です。
0:02:33	あらた5ありがとうございました。それでは規制庁のほうから確認等お願いいたします。
0:02:58	規制庁燃料、
0:03:01	これ、

0:03:03	規制庁の吉村です。よろしいですか。
0:03:08	お願いいたします。はい、規制庁の吉村です。
0:03:13	一応前回コメントとそれに一応今回は
0:03:18	日 017 で回答いただいたんですよでちょっと耐震関係で確認させていただいた内容についてもう一度ちょっと、
0:03:28	説明をですね補足していただきたいなという部分がありますので、説明します。これは
0:03:36	この仕込ん今日の資料の 12-13 ですか。
0:03:41	前回は確認させてもらったんですが、
0:03:45	いわゆる
0:03:48	材料が同定できない。アンカーボルト、
0:03:52	それから一部据付ボルトもあるんではあるんですが、
0:03:56	これに対して、いわゆる
0:04:02	最もポピュラーな構造材の材料強度基準強度を使って計算を行いますという
0:04:11	当御回答なんです、前回お願いしたように、
0:04:18	今今回使われている基準共同
0:04:24	で、
0:04:26	保守性を含めて問題がないんですということですね、やはり
0:04:34	告示等にこれいろんな材料載ってます。例えば代表的なやつは告示の 2464。
0:04:42	にいわゆる鋼材とかVの基準強度を知覧載ってますけど。
0:04:47	こういったところに照らし合わせて見てもう結果としては問題ないとは思ってるんですが、選定した材料の基準強度が
0:04:57	これを使い、材料の強度を使えばいいということをごこういった告示を見てですね。
0:05:05	説明していただきたいと思います。例えばこの告示の中には
0:05:11	ボルトの素性がはっきりしている、いわゆる共同区分がはっきりしているボルトの数値とか、
0:05:18	ここで挙げてる標準的な材料以外の
0:05:21	共同区分基準強度全部載ってますそれに比べると今回使われてるのは、
0:05:27	うーん。
0:05:28	保守的だあるということはいくら数字見ればわかりますがそういったことをちゃんと告示をもって説明していただきたいと思います。ただ例えば、
0:05:40	ステンレスみたいなボルトとか材料を使えば今今回使われている強度よりも小さい数字になってしまいますので、この図として、

0:05:49	最低限必要な条件というのはあるはずなんで、そういったものも含めて、今回使った数字で問題ないということをもう一度ちょっと説明をしていただきたいと思います。
0:06:02	これは資料で説明していただければ結構だと思います。
0:06:07	はい。
0:06:07	以上です。
0:06:09	原燃工のほうでございます承知いたしましたただいまの御指摘踏まえて、書面で回答させていただきます。
0:06:18	。
0:06:24	はい、原子力規制庁の永井です。引き続きまして、まず、本日の面談資料H-21017、
0:06:35	これは大4時設工認の6回目補正のコメント対応整理表ということで、5月7日のコメントの回答いただいているものについて、
0:06:50	お伝えしますので、
0:06:52	ですね、Ⅱ、
0:06:57	1012の
0:07:00	2ということで、
0:07:03	これはあの工事の計画について、
0:07:09	第6回補正を確認しますといろいろ一般的な事項であるとか、今回の工事とは関係ないような事項が書いてあって、これで今回ご回答いただいて12-2という資料でいろいろ色分けして、
0:07:25	記載していただいたのでこれも参考に我々のほうでも、
0:07:31	ちょうど審査を進めているところなんですけれども、この工事の計画については、従来からそうなんです、認可基準の一つとなっていて、設計及び工事の計画が技術基準に
0:07:48	適合していることということを事業者の方でまず確認をしていただくということですから、事業者の方ですね、特にいわゆる核燃料物質の管理、臨界防止の観点であるとか閉じ込めとか、
0:08:07	火災爆発、それから汚染の防止、それから廃棄物管理棟ですね、技術基準の要求事項をがあるものに対して、記載漏れがないか。
0:08:21	ということをもう一度確認して、この今色分けしていただいた事項で必要な事項が網羅されているということを再確認して後日書面で回答をしてください。
0:08:37	それが1点目です。それからもう、
0:08:41	この書類についてあと、2点。
0:08:45	ですね。

0:08:46	もう1点目がですね、12-9
0:08:51	です。
0:08:53	これは12の7からずっと続いてきてるものなんですが、最終的に今回いろいろもう補正も6回目ということで、前回の面談でですね、事業者の方でどういう内容確認したかということ
0:09:11	御回答いただいてその旨この書面で回答いただいておりますので、この内容については確認ができます。確認というか皆さんの方で確認している状況を確認させていただきました。で、
0:09:26	それと追加というか再確認をしていただきたい事項がありますんで、特に第2加工棟とそれから第5廃棄物貯蔵棟について、979ページからですね。
0:09:43	天に表1-3-1ということで、第2加工棟の各部位が有する安全昨日から1024ページから点に表1-3-3で、第5廃棄物貯蔵棟。
0:09:59	の各部位が有する安全機能の、これ
0:10:03	いろいろな要求事項に対して該当するところにですね、110㊟丸黒丸と記載しているものですが、ここ皆さんが今回12-9で回答していただいた内容が
0:10:20	今のですね、いわゆる建物の各部位にが有する安全機能にと不整合がなく、きちんと技術基準で求められる安全機能に漏れがないなく反映されていることを
0:10:37	再確認をした上で、その結果を書面で回答してください。多くは要りませんので、要はこれまでも何度もお伝えしている事項なんですけれども、よくいろんな要求事項がですね。
0:10:55	今回、回答していただいている相互関連が管理区域とか溢水とか閉じ込めとかいろんな要求事項がありますので、そういうふうな、そういうものが適切に反映されているということ
0:11:12	もう一度よく確認して結果だけで結構ですので、書面で報告をしてください。
0:11:21	それからですね。
0:11:24	もう1点は今12-13で吉村のほうからお伝えした事項なんですけど、この回答書面については、
0:11:35	以上になります。
0:11:41	原子燃料工業のカナメでございます。
0:11:44	よろしいでしょうか。
0:11:47	はい、お願いします。
0:11:49	はい。最初にいただきました工事の計画について、ちょっと

0:11:56	今日お出したちょっと資料について説明させていただきたいと思います。 我々
0:12:06	工事の方法については、a項地上のついてというところで、一般事項放射線管理防火管理、異常時の発生と、さらに四つに分けて、
0:12:23	工事の注意事項書いてございます。
0:12:26	その上でですね放射線管理防火管理、
0:12:30	異常発生時の対応策のいずれにも該当しない注意事項につきましてはこの一般事項というところに入れておまして、ここにはですね
0:12:41	先ほどお話いただきました工事中においても技術基準に適合した状態で工事ができるという工事の計画に対する考慮も一般事項として、
0:12:58	各施設に今回して書いてございます。
0:13:03	こちら、
0:13:05	各施設で共通でベースとなる。
0:13:09	本名称を各施設に展開していることになりましたがその中でもですね、今回、
0:13:15	成形施設、
0:13:18	第2加工棟を含む成形施設、第5廃棄物貯蔵棟。
0:13:22	含む廃棄施設と建物の工事に絡む
0:13:26	施設と、またそれ以外の設備機器のみの施設でちょっとベースがちょっと異なっているという。
0:13:34	ことになりましたが工事の方法の記載方針としては以上のようなものになります。
0:13:41	その上で12-2の二つ目になりまして、こちらの色分けの資料を見ていただきますように、
0:13:52	この一般事項として
0:13:55	該当する
0:13:58	技術基準の適合の考慮につきましては、実際に該当する工事がない場合であっても、
0:14:05	共通の項目として記載しておりました。
0:14:13	それで適応、
0:14:16	この一般事項に示したこちらの注意事項は、
0:14:20	本申請の当該の施設で適用されるかどうかといったことにつきましては、ちょっとこの後の手順、
0:14:28	工事の手順とあわせて
0:14:32	でもことで適用される、されないということがわかるようにはしていたのですが、ちょっと

0:14:39	関係ないといいますか。適応受けない注意事項も、ちょっとこちらの一般事項のほうに書いていたという経緯がございます。特にですね、吸排気設備の停止時の
0:14:52	においても閉じ込めの機能維持するための
0:14:57	考慮の場所につきましては、
0:15:00	こちら
0:15:02	本申請概要申請、全体を通じまして適用される施設ございませんのですべての施設につきまして色分けは廃炉となっております。こういった記載もございませぬので本来であれば、こういった工事の内容によって影響されるされないというのが、
0:15:21	決まりをな、
0:15:23	注意事項といいますか
0:15:26	技術基準に適合するための工事の計画につきましては、
0:15:30	工事の手順のほうで説明させていただいて
0:15:37	工事上の注意事項。
0:15:39	につきましては全部
0:15:42	すべての施設で共通となるような一般事項だけを書く。
0:15:46	が
0:15:48	工事の
0:15:50	計画が明確になると。
0:15:53	なったと考えております。ただ
0:15:57	今回行う工事につきましては、
0:16:00	そういった技術基準への適合
0:16:03	の
0:16:04	ための工事の計画というものについては、ご連絡、
0:16:09	記載しているという。
0:16:11	考えでございます。以上です。
0:16:15	はい、原子力規制庁の永井です。ちょっと先ほど私のほうで具体的に補足資料の12-2でどこがどうだっというのはなかったんですけど、観点として、お伝えしたのは、当然核燃料物質の管理、臨界防止ですねそれから閉じ込め、
0:16:35	Aとか、それから、火災爆発、汚染の防止、廃棄物の管理等ですね、技術基準の要求事項はRを主なものを特に何ですかね、核燃料取り扱う部分で、
0:16:51	考慮すべき事項をお伝えしたんですが、この種資料12-2を見ますと、

0:16:56	いろいろば幾つかこれ 334 ページの一番最初のところに色が塗ってあってですね、緑と青と黄色とグレーがありますんで、黄色いマーカーのそこには工事中の技術基準へ適合の適合のための
0:17:14	工事手順に対する考慮示す事項とあるんですけども、非常に黄色い部分が少なくなってます。ですからの一般事項として読めないことはないんですけども、皆さんが
0:17:30	技術基準に適合すると思ったものはやはり黄色くして出してください。特にですね、
0:17:38	被覆施設数 532 ページから始まるいろは日本法の 2 の被覆施設のところの、その次のページ、この被覆施設は、
0:17:52	当被覆施設といったものを第 1 種管理区域に設置されている設備でもありますので、533 ページ。
0:18:01	いいですね。あたりで、ちょうど
0:18:06	真ん中辺にグレーで塗ってある第 1 種管理区域内で工事を行う場合が何でグレーないのかとかですね、適用されないけど書いてあるっていうのであれば、ここは技術基準に行くの要求事項が皆さんとしてないって意思表示と、
0:18:25	受け取れるんですけどそういうのが多々見受けられるので、
0:18:30	もう一度よく整理し直してこの資料を出し直してくださいってことです。よろしいですか。
0:18:40	原子燃料工業の亀井でございます。今いただきました 533 ページの中頃のグレーで示しております。文言ですね、第 1 種管理区域内で工事を行うは可能な限り給排気設備を稼働させると。
0:18:57	溶融させて二つ及び換気機能を維持するというものにつきまして、こちらの記載はですね、この本申請の当該の施設に関わる工事で給排気を、
0:19:15	給排気設備を停止する場合、例えばダクトの覆う交換とか、そういったことで、軽視される必要がある場合にでも等一部稼働させることで負圧換気機能を維持するという意図で書かれて記載しております。
0:19:36	今回の施設につきましてはそういった起伏施設の工事に伴って給排気設備を停止することはないため、
0:19:46	グレーとさせていただいているところではございます。
0:19:49	以上です。はい、原子力規制庁の永井です。ですから、皆さんの表現が逆裏側から書いてるんですけど。
0:20:00	現在工事中は、
0:20:02	給排気を停止せずに、設備の曲は局所排気を維持するという
0:20:10	ことで技術基準に適合するというような記載にしてくださいということです。

0:20:17	よろしいですか。ご理解いただけますか。
0:20:24	原子燃料工業フジムラでございます。一点御確認させていただきたいんですけど。
0:20:30	我々のほうですね今回の申請ではですね給排気の
0:20:37	停止というものは無いと思っているので、直接的な書き方をしてないんですよ。一方今回設工認自体はですね、分割申請で次の第5次で申請を予定してます高等々の
0:20:53	給排気設備については当然、そういったですね、一部停止といったことは予定しております。その場合の書き方なんですけど、我々、あくまでも今回の工事ではあるかないかですね一部ほかの工事でもあるのでこういった書き方してるんですけど、
0:21:13	この辺の書き方なんですけど、そういった今回に限らずですねもう一連の工事としてですね、取り圧で記載した方がですね、よろしいんでしょうかというか、そう書くべきなものなんでしょうかというのをちょっと確認させていただきたいんですけど、
0:21:33	技術基準が規制原子力規制庁永井です。ですから最初にお伝えした通り、まず技術基準の要求事項は何があるかということを考えていただいてそれに適合した工事であるという説明なり、
0:21:50	その記載にしてくださいということです。
0:21:53	これは一番最初にお伝えした事項なんですけど。
0:21:57	それは技術基準に照らして考えていただければもともとそのフードボックスであるとか局設備でいけばですね、フードボックスであるとか、あの曲局範囲が繋がっているものがあるれば、それを維持したまま、工事をするのであればですね、そういうそれを
0:22:17	当然、
0:22:18	確認だし、そう、そうではなくてとめないから書いてませんじゃなくて、とめないならちゃんと負圧を維持したまま工事するということを書いていただければいいということに進むことが書いてませんよということで、お伝えしたんですけど。
0:22:37	原子燃料工業の目でございます。ありがとうございました。はい、承知いたしました。例えばそういった給排気設備を覆う止めて負圧とか経営に閉じ込めの機能に影響があるような、こうじゃない。
0:22:55	ないといったようなことを記載することになろうかと思えます。
0:23:01	今のコメント拝承いたしました。
0:23:04	はい、原子力規制庁の永井です。ですから、仮に止めるのであれば、今度汚染防止であるとかそういうことで、ウェイグリーンハウスっていうか、なんかを設置するであるとかいろいろあるとは思いますがやり方は、

0:23:22	そういう工事の計画をしますっていうことを記載していただければと思いますんで、今は閉じ込めなり負圧の観点だけなんですけど、それ以外にも脱ガス設備で汚染の可能性あるものを
0:23:39	一部撤去もありますので、それが青色2なってるんですけども、一般事項の注意事項ではなくて、ですね、これ技術基準なり、書いてあるので、被管理されてないとはまでは、
0:23:57	言わないんですけどももう一度よく技術基準の要求事項ずっと照らして、見ていただいて、撤去する、その技術基準に適合した工事であるということが、
0:24:13	わかるように記載してくださいということですので、いろいろこうやって話を聞けば言われてることは理解するんですけども、文章に起こすときに、技術基準に適合した工事であるということによくわかるようにしていただいて
0:24:30	その部分には、今皆さんの色分けだったら、黄色いマーカーをしていただければ、これは技術基準に適合する工事で、今回適用される工事なんだなということがわかるようにしてくださいということですので、
0:24:45	その時の主な観点としてさっきから何度も申し上げますけど、いわゆる臨界防止っていう核燃料物質の管理がまずはいでそれを閉じ込めておくとか、火災爆発、汚染の防止はあと廃棄物が出れば、
0:25:02	廃棄物の管理とかですね、そういう観点を、もしかしたらいい溢水とかですね考慮しなきゃいけない工事が出てくるかもしれませんけれども、そういう観点で
0:25:18	この工事の計画のところを記載するようにしてくださいということで記載した上で、この色分けでいけば、特にお伝えしたいのは黄色いマーカーで技術基準の適合性を説明している工事の計画をしているところは、
0:25:36	黄色いマーカーを塗っていただければ。
0:25:39	と思いますんで、回答を読むと次回以降のも書いてますけれどもこれはこれであの全体をよく検討した上で書いているのであれば、それはそれで結構ですけども、今回の工事に該当するものにもれなく黄色いマークで。
0:25:56	していただければと思いますので、そのような形で説明をするようにしてください。
0:26:04	今の文書でもいろいろ変えれば、適用確認ができるんだということであればそれはそのままでもいいものもあるかもしれません。廃棄物の管理であるとかね。
0:26:16	観点を、
0:26:19	見直せばですね、色分けが違っただけならばそれはそれ、
0:26:24	その仕分けもあると思いますけれども、
0:26:28	よろしいでしょうか。
0:26:31	原子燃料工業の藤原でございます。

0:26:34	ちょっとこのですね全体の記載自体いろいろ見ていただければちょっといろいろ飛んだりしますのでちょっと整理が悪いところもございます。ちょっと記載のほうもですねちょっと中途半端と言いますかちょっと不明瞭なところもありますので、その点についてはですねちょっと
0:26:54	社内によく検討した上で補正するかどうかというのを最終的に検討したいと思っていますので、ちょっと
0:27:05	ちょっと理解が不十分なところがありまして、もう一点あの北海同じことになるんですけど、確認させていただきたいんですが、我々あくまでも今回は申請対象の工事へのですねの起因として、
0:27:20	という観点で工事の方法について書いてるんですが、
0:27:25	当然今回建物の工事で給排気の停止といったものはないんですが、この建物の工事中でですね今後申請する工事ですね給排気の運転と停止といったものが出てくるわけですね。
0:27:41	ということは当然この工事のやる中でですねそういう注意事項としてですねとも
0:27:50	当然盛り込んだ申請っていうんですが、金がどっちにかかわらず、その工事中に、
0:27:57	起こる内容については記載するというところでよろしいんでしょうか。
0:28:04	はい、原子力規制庁永井ですがそれをインターの事業者の方でよく検討して今のこの内容では、いわゆる一般的な事項として書いているもの、別にこの工事に限らず整理しているもの。
0:28:19	それから、この工事に対して、技術基準の適合性を説明するものとかその見出づけがですね、皆さんのほうの申請書を我々も何度も読んでるんですけど、理解ができないのでこういう色分けをしているんです。
0:28:37	ですからそういうイシカワの計画を立てているのであれば、そういう見出づけを尽くして、なんですけど今回の工事に適合するものを明確にするとかやり方はいっぱいあると思いますけれども、少なくとも、
0:28:53	今回申請範囲の工事については、その工事の計画が技術基準に適合するということを説明してくださいというのが、本日の事実確認とか、不明な点があるので、
0:29:08	それを説明してくださいと記載が足りないのであれば、きちんと書いた上で、補正してくださいということです。
0:29:16	ですから、今の答えにすると、もしくはちょっと今のような、この項目立ては見直しをしなければ、いつまでたってもこういう色分けをしていただかないと、我々のほうで理解できないような状況か。
0:29:32	また次の申請でも続くんじゃないかと危惧はしています。

0:29:44	原子燃料工業の藤原です。承知いたしました。
0:29:50	原子力規制庁の永井です。それではこの回答いただいた内容は以上ですけれど。
0:30:00	はい、原子力規制庁永井ですね、引き続きまして検査関係で言ってんですね、専門検査部門から事実確認させていただきます。
0:30:14	規制庁清水です。
0:30:16	12-12 の件 02 点ほどを確認させていただきたいと思っております。
0:30:24	12-10 にご回答で幼児申請対象であるのは用時申請で検査をすることとして記載いただきました。
0:30:36	つまり確認は、1 点目ですけれども、
0:30:42	次、次回の補正 7 回目の補正にて検査をする対象範囲が明確になるということでしょうか。
0:30:54	これが 1 点目でございます。
0:30:57	2 点目は、関連して、補足資料 12-12 をご参照いただきたいんですけども、
0:31:05	この
0:31:07	中のうち、
0:31:10	32 ページの火災等による損傷の防止、
0:31:16	これで当難燃性ケーブルは難燃性ケーブルを使用するか、金属幕府口頭に収容するというので、
0:31:29	こちらがPRAのコメントでして検査をするについて触れたところ、外観検査として検査をするというふうに記載いただきました。
0:31:45	これは難燃性ケーブルの材質また金属部金属が使われているということで、材質についての検査なんで材料検査等すべきではないかという指摘になりますので、同じように、
0:32:02	736 のほうの
0:32:05	火災等による損傷の防止、
0:32:08	これもケーブルの話になりますけども、こちらも同様に、材料検査と指定すべきではないかというふうに、この 2 点確認させてください。
0:32:21	原子燃料工業の藤原です。まず 1 点目の御指摘の点でございますが確かあの建物Aとケーブルもですね、いろいろございます。最初の御指摘聞いてますけどもとの御指摘の交通高い部分ですね。
0:32:41	これについては設備まで持ってくる部分についてはですね、建物側であと、いろいろなやつでもですねもう一般のケーブルルートですね、設備に属しないような、そういったものについても今回の対象になります。

0:32:57	そういったものがですねただ今回建物で見るとか、設備で見るとかというのがですね、ご指摘の通りきちっと書かなければですね不明瞭になりますのでその点につきましてはですね、
0:33:14	明確に記載したいと思います。あと外材料の種類の確認を外観検査になっているという点ですね、こちらにつきましてはですね確かにご指摘の通りでございますので、
0:33:29	材料検査という形でですねをした上で、補正のほうさせていただきたいと思っております。以上でございます。
0:33:38	。
0:33:38	調整も水です。はい、ではそのようにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
0:33:51	規制庁からの確認事項で他ありますか、何かお願いします。
0:33:58	原子力規制庁の永井です。それでは
0:34:03	引き続きまして、午後、5月の7日ごめんなさい6日付の第6回の補正
0:34:12	申請のほうで確認をされていて、の事実確認させていただきたい点が3点。
0:34:19	ございますんで、まず23ページの第2加工棟の仕様表なんですが、
0:34:28	すいません、これは溢水による損傷、すいません耐震ですね、耐震関係になりますんで設計番号6.1-F1で8065番の緊急設備の斜水番。
0:34:43	について、記載がありますんでこれは次回以降申請予定の設計ではあるんですが、ですね、防護対象となる設備の耐震重要度分類。
0:34:59	以上のグレードで設計する必要があるのではないかと考えているんですけども、防護対策となるいわゆる配管側に取りつけるですね支社水位版で配管のグレードを
0:35:15	川ですね、防護対象設備の耐震グレードより低い場合はですね、防護対象機器の防護対策として機能をしないことになります。ですので、次回以降、次回申請予定のですね。
0:35:32	安全機能ではありますけれども、許可とか技術基準を踏まえた設計仕様となっているのか、用地申請ですでに
0:35:42	そのことを書いてありますので、よく再確認をしておいてくださいということです。
0:35:48	で、次回更新性を停止としている他の安全機能についてもですね、認可基準に適合した設計として申請する予定であることはもうすでに第5次申請も出てますので、
0:36:04	そのまま出てくるとまた次の申請の事実確認になる、なりますので、残ってしまいますので、よく考えた上で、申請をするようにしてくださいということです。

0:36:19	それからですね、これに関連して危惧しているのは、前回あのいわゆるこれは次回表に記載がある言葉なんですけど、その時開票の借り入れを今度第5次では刈り取り表ということで反映しましたっていう答えの中で、
0:36:37	単に記載がそのまま書いてあることを確認しますというような最初のお答えをいただいたりしている面談の会議もありましたけど、そういうことではなくて次回以降きちんと我々も審査するし、皆さんも適合性説明を
0:36:54	していただく事項として記載しているんで今回はあえて踏み込んだ審査はしませんけれども、次回以降困ってしまうと、申請した後にですね、また設計変更とか補正であるとかそういうことは、
0:37:10	少しでもなくなるようにしていただきたいということで、今回コメントさせていただくものです。以上が1点目です。
0:37:19	それから2点目ですけれども、これは申請書33ページで、溢水による損傷の防止の設計番号12.1-B2、
0:37:30	これは
0:37:32	溢水防護区画の協会ですね。酒井。
0:37:37	Aに設置する密閉構造扉や、
0:37:44	Padですか。パーフェクトエア対等と申請書には書いてありますけれどもについてですね、溢水時に想定される水位によりその発生水圧が発生すると思うんですけれどもその水圧に対して、
0:38:00	その水密性が確保できてその水圧に耐えられる強度を有しているということを説明してください。でもこれは一斉影響評価ガイドにも要求事項がありますので、
0:38:15	そういうのも参考にしながらですね、
0:38:20	技術基準の適合性を説明をするようにしてください。以上が2点目です。
0:38:25	それから3点目なんですけれども、
0:38:29	これはローテート電気系統で漏電遮断機等するから配線用遮断器を設置するという。
0:38:41	設計がですね、火災による損傷これ建物それから設備は両方のにあるんですけど、火災による損傷防止の観点とそれから溢水による電気火災の
0:38:56	発生防止、
0:38:58	もしくは拡大防止ですね、の観点から、
0:39:04	そうですね。簿その防護対象となる設備等、それから想定される事象ですね、これ火災になると思いますけど、それから遮断器の配置について、どこに配置する。

0:39:22	計画としているのかっていうのはちょっと説明をしてください。当然申請書の中にいろいろ書いてあると思うんですけども、その申請書の系統図であるとかテープ説明書でマツスエに書いてあるのもありますよと。
0:39:38	いうことであれば、それを引用しつつ、説明していただければ結構ですので、幅広くすると、説明もあれなんでまずは第2加工棟と使用表、それから、脱ガス設備の仕様表がいいと思いますけれども、設備機器としてですね。
0:39:55	これを代表例にしてその設置の考え方。
0:40:00	とか設置の場所ですね。
0:40:03	の方、ちょっと1回整理して買っからの説明をするようにしてください。
0:40:09	以上3点については、書面で、
0:40:17	後日書面で回答するようにしてください。内容によってはですね、設計、
0:40:24	いわゆる仕様、設計仕様として明記する必要があるという部分。
0:40:30	特に今回して申請する溢水による損傷防止の密閉構造扉のようなものはですね、
0:40:41	何か規格等があって、選定しているのであれば、そういうどれぐらいの水位に水圧に耐えられるとやるとか、そういうのは、本文の記載事項として、一言ですね、付け加えると、
0:40:57	御検討いただければと思います。以上3点ですね、事実確認事項としてお伝えします。
0:41:08	はい。
0:41:09	原子燃料工業上村でございます。1点目の社製番の耐震重要度分類について御説明ちょっとさせていただきたいと思っておりますんで被水板のほうですけども、次回以降の申請ということで具体的な構造等は御説明はまた別途とかの誤字申請での中身になるかと思っておりますけれども、
0:41:29	ちょっと御説明にあたってイメージとしてですね今回の申請予定としてます社製番ですけども、こちらはですね基本的に配管にシートを巻きつけるようなイメージでございますので、このシート、当然某カー動かじゃないと火災による延焼の防止、考え、
0:41:49	ええと何不燃シートですね、つつ採用する予定にしていますけれども、はいか水配管のほうにシートを巻きつけるような形で水が外に飛んでいくのを防止するといったものでございますんで、
0:42:05	今回のその被水板の扱いでございますけれども、一応被水の対策といたしましては、配管側に斜水版、または設備側に防水カバーということで、を記載してございますけれども、

0:42:20	このまたはのところでこちらのまたはの解釈としては基本的には二者択一というわけではございませんで、被水板または防水カバーの組み合わせということも考えられるかというふうに思います。
0:42:35	この中でですね、被水の状況ていきますか、被水飲まん発生してる状況によってはいろんなシナリオあるかと思えますけれども、
0:42:46	まず例えばですね、配管の劣化とかによって亀裂が入ったり、或いはピンホールができて真水が出る場合、この場合はシミズの少量になりますけれども、被水の指定としてはかなり遠くまで飛ぶもの。
0:43:04	そういったものがあるんでもう一つを完全に地震の時とかですね完全に破断してしまって、かなりの量の水は出ますけれども、被水の日規定としては短いものとかこういったものが、いろんな想定があると思えます。
0:43:20	このタナカですべてをですねそのすべてのシナリオに対して、例えばその被水板だけで食い止めるというところに関しては、ちょっとその考え方が多重化といえますか、考え方をちょっと整理してまして、あくまで社製番のほうに関しましては、
0:43:37	電車のピンホールのような非常に指定が遠い遠くまで飛ぶようなものに対しての被水対策というふうに考えています。方へ
0:43:49	これは
0:43:51	なので例えばそのギロチン破断みたいなもので水がこぼれ得るような事象については、基本的にはもう被水板には止められないだろうというところが整理としては考えてます。従いましてどうしてもしゃ水盤でとめられない場合にはそれでもやはりその開口部とかですねそういった被水を守らないといけない場所にも、
0:44:11	ちょっと入る場合には、最終的には防水カバーという予定というような対策になるのかなというふうに整理してありますので、この中でまた耐震重要度分類どう考えるかというところがございますけれども、事業許可のほうでの整理と含めまして御説明しますと、
0:44:28	事業許可の申請書のですね
0:44:32	47 ページですかね安全機能を有する施設ということで施設の一覧を書いておりますここに耐震重要度分類が併記されてございますけれども、ここには緊急設備というところでその溢水対策の防水カバーの。
0:44:47	見た耐震重要度分類が割り当てられてまして、これに対しては設備と同類の耐震重要度分類としますということを期待してますんで、ここでしゃ水の方が出てきていないわけですがけれども、こちらのほうはですね基本的に一般配管につけると。

0:45:04	<p>いうところというケースもありますので、基本的にはこの何ていうんですかねなかなか耐震重度分類を簡単に求めることが難しいという考えがございます。基本的にはここを社製番が登場していませんのはタダノ書き漏らしというわけではございませんで、</p>
0:45:21	<p>一応被水板としてですね登場しますのは 90 ページですね、事業許可の 90 ページのその他加工設備の附属施設の構造及び設備というところの(4)緊急設備というところでここで防水カバーしやすい盤というのがそれぞれ出てきています。</p>
0:45:39	<p>従いまして</p>
0:45:41	<p>基本的な考え方としては防水カバー当然も防水カバーが最後の砦になると思っておりますので、これに関しては、当然その設備等類のまた耐震重要度分類を確保しなければならないというふうな考えをしておりますけれども、社製番に関しましては基本的には配管が破断する。</p>
0:45:59	<p>ところまでは想定せずにですね、基本的には一般的な会館の劣化とかですねそういったもので出てくるような必要されるというふうなところの整理としておりますので、配管としての耐震重要度分類まででいいだろうというところのセイキというふうに立て付けを考えてございます。以上です。</p>
0:46:19	<p>はい、原子力規制庁の永井です。この設計については次回以降なので、もう私の方からこれ以上お伝えすることはありませんけれども、今御説明いただいたような内容を次回の申請書に十分に書き込んだ上で、</p>
0:46:36	<p>そう説明理解できるように、申請書のほうに反映するようにしてください。別に配管につけたからどうこうということではなくて、まず守るべき防護対象が一体何なのかということをよく考えて、</p>
0:46:55	<p>今防水ごめんなさい。しゃ水。</p>
0:47:04	<p>2種類ありましてええと防護カバーと。</p>
0:47:09	<p>斜水版という二つがまたはということを前提に私のほうでも事実の確認してまずけど、及びということで、基本的にもう防火カバーは全部つけるんだということであれば、</p>
0:47:25	<p>一番簡単ではありますけど、またはということであるのであれば今みたいな説明が十分に必要だと思いますので、次回の申請時に説明をするようにしてください。</p>
0:47:41	<p>原子燃料工業上村でございます。この検討の件、承知いたしました。申請書のほうでよく説明等ですね店舗説明資料になると思いますけれどもそういった形で内容御説明できるように準備いたします。以上です。</p>
0:47:58	<p>はい。原子力規制庁の永井です。その他に何か皆さんの方から御質問あります。</p>

0:48:06	原子燃料工業新たにございます。よろしいでしょうか。
0:48:10	どうぞ。はい。二つ目にコメントいただきましてですねのみ構造扉のほうですけれども、こちらですね、溢水の水密試験というのを、
0:48:24	行ってあの水密性能を確認した扉ということなんですけれども、溢水ですね水密試験というのですね扉の前後に圧力差を生じさせた上で、片側から水をかけて水が漏れないと反対側に漏れないということを確認している扉でございます。
0:48:41	その圧力差がですね、今回我々が被水評価で評価してございます没水による、
0:48:48	水圧、
0:48:49	それを上回った。圧力で水が漏れないことを確認されている扉ということで、こういう仕様で書かせていただいています。内容につきましてはですね署名の方で詳細を記載させていただきたいと思っております。以上でございます。
0:49:06	はい、原子力規制庁の永井です。今JISの規格で水密性能とおっしゃられたんですけど、例えばそれをJISの規格は当然添付書面とか添付の説明書で、
0:49:21	実ナンバーの、こういう扉ですっていうのは多分言っていたくんでしょし、現状の申請書にすでに入っていればいいんですけども、その中で申請に係る扉がもしグレードがね、何気圧よく時計中でもありますけど。
0:49:39	何気圧防水であるとか何m防水とかっていうグレードが幾つかあるのであれば、皆さんが採用する扉がどういうグレードであるかというのは、認可の申請書の中に書いていただいて、それが実に規格があるのであれば、
0:49:55	そういう研磨気圧というの発生水圧で言えばいいのか、その事実の企画に従って認可の申請書には書いていただいて、それで想定される溢水に対して、その拡大が防止できる設計ですということを
0:50:12	添付の説明書に記載して説明をしてください。当然面談で回答いただくんですけど、今のような事項については、その設計の基準になるものでの事業者の方で補償していただく。
0:50:27	必要がありますので、この申請書のほうに補正の際にですね、明記するようにしてください。
0:50:34	以上です。
0:50:36	原燃工新たにございます。承知いたしました。
0:50:41	はい、ありがとうございます。ほか規制庁何かありますでしょうか。
0:50:46	大丈夫ですか。当事業者の方向かございますでしょうか。
0:50:54	少々お待ちいただけますでしょうか。
0:50:58	はい。

0:51:16	お待たせいたしました原子燃料、
0:51:19	商工業でございますが、こちらからも特にございません。
0:51:22	規制庁わかりましたでは何もないですねこれ。
0:51:25	少々お待ちください。規制庁座です。ちょっと戻ってしまっただけなんですけど、1点だけ今日の説明を踏まえて、確認させていただきたいのが、工事の計画で補足資料 12-2 っていうところにつけていただいています。
0:51:42	何個かあるんですけど結局同じような内容なので一つ代表する、して確認させていただきますけれども、
0:51:55	えーとですね、資料 12-2-1 ページ目、下の番号でいくと 334 ページのところ、来背景について、成形施設については、
0:52:10	すべてを停止させるっていうことが想定された記載になっていて、すべて提出したときの対応についても書かれています。
0:52:18	次にそれが今度被覆施設に行ったときは、いずれにしてもグレーだから今回関係ないのかもしれないんですけども、
0:52:31	ここでは全数停止っていうのは想定されていない記載になっていますんで、ここは今後のその 50 を踏まえたときの記載で一般的なものとして記載されているっていう話だったので 50 を踏まえて、
0:52:46	精鋭と被覆施設では全停することが想定されていないというふうに理解しましたけれども、きちんとそのまだそこまで精査されてこの申請書を出されているのかということはどうなんでしょうか。
0:53:08	はい。
0:53:09	原子燃料工業の要でございます。今ご指摘ありましたところ、
0:53:16	ですが、
0:53:19	建物の工事に関わる施設と設備機器のみの工事の記載でちょっとばらつきがありましたということになります。成型施設につきましては、
0:53:35	給排気設備全部停止させるときの措置についても
0:53:40	そう。
0:53:43	詳しく書いている状態ですがちょっと
0:53:47	当貯蔵等の設備機器の仕様につきましては、ちょっと可能な限りというところですね、
0:53:57	全停止する場合もありますが、
0:54:00	はい。
0:54:01	その前ええと。
0:54:05	運転が可能な機器系統を稼働させて二つに
0:54:13	維持するといった趣旨で書かせていただいております。

0:54:18	個人も見据え
0:54:22	次回の申請見せましたときにちょっと
0:54:28	給排気設備今一部停止時だったりすべて停止する場合、
0:54:33	もあると考えておりますがそちらの措置についてちょっと記載が
0:54:40	ばらつきがあるという状況になってございます。
0:54:44	以上です。
0:54:46	規制庁座ですはいいずれにしてもグレーということで今回関係ないっていうところ。
0:54:52	ですので、きちんと精査した上で、次回のときにですね、出していただかないと各施設で交通同じような工事をやるのに対応が違って書き切れていないってということになるとまた
0:55:08	当申請書としてすべてが記載されているというような状況になりませんので、そういう観点でですね、きちんと確認していただければと思います。以上です。
0:55:25	原子燃料工業の亀井でございます。ただいまの件、承知いたしました。ありがとうございました。
0:55:32	それでは、本日と面談をこれで終了したいと思います。ありがとうございました。
0:55:37	ありがとうございました。